



# 鳥取県公報

平成17年 1月28日(金)  
第 7 6 5 6 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	生活保護法による医療機関の指定 (35) (福祉保健課) .....	1
	生活保護法による介護機関の指定 (2件) (36・37) (＼) .....	1
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (38) (＼) .....	2
	管理美容師資格認定講習会の指定 (39) (県民生活課) .....	3
	管理美容師資格認定講習会の指定 (40) (＼) .....	3
	土地改良法による換地計画の決定 (41) (耕地課) .....	4
	保安林の指定の解除予定 (2件) (42・43) (森林保全課) .....	5
	保安林の指定施業要件の変更予定 (2件) (44・45) (＼) .....	5
	電線共同溝を整備すべき道路の廃止 (46) (道路課) .....	7
教委告示	鳥取県指定無形民俗文化財の指定 (2) (文化課) .....	7
調達公告	一般競争入札の実施 (3件) (管財課) .....	8
	公募型指名競争入札の実施 (＼) .....	16
正 誤	平成16年11月16日付鳥取県告示第889号中訂正 .....	18

## 告 示

### 鳥取県告示第35号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成17年 1月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
櫻井内科醫院	鳥取市若桜町36 - 4	平成17年 1月 5日

### 鳥取県告示第36号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2 第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成17年 1月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
鳥取部品株式会社	東伯郡琴浦町大字赤碕 276 - 3	さわやか	東伯郡琴浦町大字赤碕 276 - 3	平成16年11月22日

**鳥取県告示第37号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成17年 1月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
社会福祉法人みのり福祉会	倉吉市西倉吉町二丁目23	社会福祉法人みのり福祉会関金のりグループホーム	東伯郡関金町大字関金宿1429 - 2	痴呆対応型共同生活介護	平成17年 1月17日

**鳥取県告示第38号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から所在地及び名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成17年 1月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 介護療養型医療施設

名称	所在地	変更年月日
伯耆中央病院	西伯郡伯耆町長山152 - 1	平成17年 1月 1日

## 2 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
医療法人萌生会	西伯郡伯耆町長山152 - 1	伯耆中央病院	西伯郡伯耆町長山152 - 1	平成17年 1月 1日

## 3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
医療法人萌生会	西伯郡伯耆町長山152 - 1	伯耆中央病院	西伯郡伯耆町長山152 - 1	平成17年 1月 1日

1

1

**鳥取県告示第39号**

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定に基づき管理理容師資格認定講習会を指定したので、次のとおり告示する。

平成17年 1月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 講習会を行う者の名称及び住所  
財団法人理容師美容師試験研修センター  
東京都港区虎ノ門一丁目26 - 5
- 2 講習日程及び講習場所

講 習 日 程		講 習 場 所
第 1 日	平成17年 5月16日	東伯郡湯梨浜町大字旭132 国民宿舎水明荘
第 2 日	平成17年 5月23日	〃
第 3 日	平成17年 6月 6日	〃

- 3 受講資格  
平成17年 5月16日までに理容師としての業務経験が3年以上ある者であること。
- 4 受講手続
  - (1) 提出書類
    - ア 管理理容師資格認定講習会申込書
    - イ 理容師免許証の写し
    - ウ 理容業務従事証明書
    - エ 写真（無背景及び無帽で正面から上半身を撮影した、縦及び横がそれぞれ4センチメートルのもので、3月以内に撮影したもの）2枚
  - (2) 提出先及び問合せ先  
財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部  
鳥取市大榎町13 - 1  
電話 0857 - 29 - 6086
  - (3) 受付期間  
平成17年 3月 7日（月）から同月18日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
  - (4) 受講手数料及び納付方法  
14,000円を所定の方法により納付すること。

**鳥取県告示第40号**

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定に基づき管理美容師資格認定講習会を指定したので、次のとおり告示する。

平成17年 1月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 講習会を行う者の名称及び住所  
財団法人理容師美容師試験研修センター  
東京都港区虎ノ門一丁目26 - 5
- 2 講習日程及び講習場所

講 習 日 程		講 習 場 所
第 1 日	平成17年 5月16日	東伯郡湯梨浜町大字旭132 国民宿舍水明荘
第 2 日	平成17年 5月23日	〃
第 3 日	平成17年 6月 6日	〃

- 3 受講資格  
平成17年 5月16日までに美容師としての業務経験が 3年以上ある者であること。
- 4 受講手続
  - (1) 提出書類
    - ア 管理美容師資格認定講習会申込書
    - イ 美容師免許証の写し
    - ウ 美容業務従事証明書
    - エ 写真（無背景及び無帽で正面から上半身を撮影した、縦及び横がそれぞれ4センチメートルのもので、3月以内に撮影したもの） 2枚
  - (2) 提出先及び問合せ先  
財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部  
鳥取市大槻町13 - 1  
電話 0857 - 29 - 6086
  - (3) 受付期間  
平成17年 3月 7日（月）から同月18日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
  - (4) 受講手数料及び納付方法  
14,000円を所定の方法により納付すること。

#### 鳥取県告示第41号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る佐治地区（第5工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成17年 1月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成17年 1月28日から平成17年 2月18日まで
- 3 縦覧に供する場所  
鳥取市役所
- 4 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議がある時は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第42号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年 1月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
米子市長砂町20の15
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由  
急傾斜地崩壊防止用地とするため

**鳥取県告示第43号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年 1月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
倉吉市八幡町3583の1（次の図に示す部分に限る。）、3583の5、3583の10、3584の1（次の図に示す部分に限る。）、3584の4から3584の6まで
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
  - 3 解除の理由  
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第44号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年 1月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市佐治町加茂字神殿955、958、959、962、964から970まで、972から975まで、982、985、987、988、字恩谷頭1423の1から1423の3まで、字カタマタ2240、2241、字太平2244の1、2244の2、2245、2247、字中尾2252、2258から2261まで、2263、2265から2268まで、2270、2275、2279、字蛇網坂2281から2285まで、2287、2289、字蛇見坂尾2291、2292、2294、2295、2298、2299、2300の1、2300の2、2301の1、2301の2、2303の1、2302の2、字カラト2350、字サフレイ2375の1、2375の2、2375の4から2375の70まで、2376の1から2376の58まで、字福塔2500から2502まで、2504、2505、字扶桑谷2907、2912から2915まで、2919から2922まで、

2924から2929まで、2931、2934、字長背壘2935から2937まで、2939から2946まで、2951、字日津坂西2952、2954、2955、2957、2961、2963、2964、2966、2974、2975、字大塔3112から3115まで、3117、3118、字丸山3124の1から3124の10まで、3124の15、3124の18、3124の19、3124の21、3124の24から3124の28まで、3124の30から3124の34まで、3124の36、3124の38から3124の42まで、3124の44から3124の46まで、3124の48、3124の51から3124の53まで、3124の56、3124の58、3124の60、3124の62から3124の66まで、3124の68、3124の69、字大真高3125の1から3125の5まで、3126の1、3126の2、3127、3128の1、3128の2、佐治町尾際字尾谷103の4、103の6、103の17、字フルハタケ788、788の1、792の1から792の4まで、795の1、796、797の1、799、800の3、801、802、802の1、803、803の1から803の3まで、805、806、806の1、806の3、807、808、808の1から808の5まで、809、809の1、809の3、809の4、810、810の1、810の7、810の9、810の10、字南平1212の5から1212の7まで、1212の58、1212の59、1212の61から1212の173まで、1212の175、1212の178から1212の184まで、1212の186から1212の188まで、1212の191から1212の206まで、佐治町余戸字櫻谷731の2、731の3、732の1、732の2、733、734、736、736の3、736の5、736の6、1099の1、1099の2、1100、1101、1103の1、1103の2、1104の1、1104の2、字山コモ杉1013、1024の5、1024の6、1024の9、1024の11、1029、1030の1、1030の2、字山七反1105から1111まで、字大原1176の1から1176の7まで、字大平ル1177、字侍持1178の1、1178の2、字三原谷1179の1から1179の3まで、字コフキ1180の1、1180の2、字大平東1181の1から1181の4まで

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 変更後の指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、佐治村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 鳥取県告示第45号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年1月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡南部町上中谷字足谷348の1、348の3、字笹畑西山東1の1、字笹畑東山2の1から2の4まで、2の6、2の7、2の10、字笹畑西山225の1、字大熊谷奥1664の1から1664の6まで、字夏牛山1663の1から1663の4まで、下中谷字驛牛山3265の1から3265の3まで、字寺谷山3309の1から3309の4まで、大木屋字朽谷山392の1、392の2、字山神谷517の1、517の2、字大谷574、字母里山575の1、575の2、576、字家ノ奥338の1、338の2、字井手谷山593（次の図に示す部分に限る。）、595から597まで、598の1、598の2、字岩平685（次の図に示す部分に限る。）、686、字大平ル607から609まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、610、字吉兵衛谷389、字九反場553、554、字五代ヶ平346の1、字五輪峠山578の1（次の図に示す部分に限る。）、578の3、字下モ向山349の1、字蛇谷775、字杉山562、565、字田ノ奥531か

ら534まで、字堤ヶ谷514、字峠谷山391、字峠山515、516、字銅床361から363まで、字夏牛山344の1、344の2、字ナメラ谷468から470まで、字吉ヶ奥512の1、512の2

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、西伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡南部町大木屋字家ノ奥338の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、西伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第46号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定に基づき指定した電線共同溝を整備すべき道路について、次のとおり廃止したので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年 1月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

道路の種類	路線名	区 間
県 道	皆生西原線	米子市上福原五丁目1151 - 3地先から同市東福原六丁目652 - 7地先まで

**教 育 委 員 会 告 示**

**鳥取県教育委員会告示第2号**

鳥取県文化財保護条例(昭和34年鳥取県条例第50号)第25条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定無

形民俗文化財の指定をするので、同条第3項の規定により告示する。

平成17年 1月28日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

1 風俗慣習の部

名 称	所 在 地	保 護 団 体
湖山池の石がま漁	鳥取市三津	三津地区石がま保存会

2 民俗芸能の部

名 称	所 在 地	保 護 団 体
日南のかしら打ち	日野郡日南町福塚	福栄伝統芸能保存会 多里かしらうち保存会
	日野郡日南町多里	

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年 1月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 件名及び数量

鳥取県東部総合事務所施設総合保守管理業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所

(4) 履行期間

平成17年4月1日から平成20年3月31日まで

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成15年鳥取県告示第669号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者

の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務のその他に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成17年2月25日(金)午後5時までに鳥取県出納局出納室に提出すること。

(3) 平成17年1月28日(金)から同年3月15日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成13年度以降に鳥取県が発注した本件事務所に係る施設総合保守管理業務又は建物延べ床面積が5,000平方メートル以上の施設総合保守管理業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

(5) 本件業務の履行期間中、技術員3名による現場常駐体制を組むことが可能であり、かつ、そのうちの2名については、次に掲げるアの基準を満たす者1名及びイの基準を満たす者1名とし、それぞれ専任で配置できること。

ア 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第4条第1項に規定する第一種電気工事士免状又は第二種電気工事士免状の交付を受けており、かつ、当該免状に係る業務について5年以上の実務経験を有すること。

イ 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第29条第1項に規定する第一種冷凍機械責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状又は第三種冷凍機械責任者免状の交付を受けており、かつ、当該免状に係る業務について5年以上の実務経験を有すること。

(6) (5)の技術員のうち1名以上については、消防法(昭和23年法律第186号)第13条の2第1項に規定する甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県東部県税事務所総務課

### 4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176

鳥取県東部県税事務所総務課

電話 0857-20-3505(直通)

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成17年1月28日(金)から同年2月10日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時までの間交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、同期間内に(1)の問合せ先に書面によりその旨を申し出ること。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成17年2月4日(金)午前10時

鳥取県東部総合事務所 第1会議室

必要に応じて、現場の下見を行う。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年3月15日(火)午前10時00分

(郵送による入札書の受領期限は、同月14日(月)午後5時)

鳥取県東部総合事務所1階 第1会議室

### 5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成17年2月10日(木)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 本件入札は、調査基準価格を設定している。

調査基準価格を下回る価格で入札した者については、入札終了後、発注者の求めに応じ、事情聴取及び調査に協力しなければならない。その際、入札書に記載した入札金額に係る内訳書を提出できるようにしておくこと。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

##### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### 7 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

##### (2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

##### (3) 契約書作成の要否

要

##### (4) 落札者の決定方法

会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする場合がある。

##### (5) 手続における交渉の有無

無

##### (6) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 8 Summary

##### (1) Nature and quantity of the services to be required :

Maintenance and upkeep of Eastern Tottori General Office Facilities, 1 Set

##### (2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation :

5 : 00 PM 10, February, 2005

(3) Date and time for tender submission :

10 : 00 AM 15, March, 2005

(Deadline for the submission of tenders by registered mail : 5 : 00 PM 14, March, 2005)

(4) Please contact :

General Affairs Division, Eastern Tottori Prefectural Tax Office

6 - 176 Tachikawacho, Tottori - shi, Tottori

680 - 0061 Japan

TEL : 0857 - 20 - 3505

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年 1月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 調達内容

(1) 件名及び数量

鳥取県庁舎、鳥取県庁東町分庁舎及び鳥取県庁大塚庁舎清掃業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

鳥取市東町一丁目220及び271 鳥取県庁舎

鳥取市東町二丁目308 鳥取県庁東町分庁舎

鳥取市大塚町13 - 1 鳥取県庁大塚庁舎

(4) 履行期間

平成17年 4月 1日から平成20年 3月31日まで

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成15年鳥取県告示第669号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務のその他に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成17年 2月25日（金）午後5時までに鳥取県出納局出納室に提出すること。

(3) 平成17年 1月28日（金）から同年 3月15日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7年 7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項の規定により、同項第1号又は第8号の事業の登録を受けている者(建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第156号)による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定により、同項第6号の事業の登録を受けている者を含む。)であること。

(5) 平成13年度以降に鳥取県が発注した本件庁舎に係る清掃業務又は建物延べ床面積が10,000平方メートル以上の清掃業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県総務部管財課

### 4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部管財課管理係

電話 0857-26-7015(直通)

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成17年1月28日(金)から同年2月10日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時までの間交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、同期間内に(1)の問合せ先に書面によりその旨を申し出ること。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年3月15日(火)午前10時(郵便による入札書の受領期限は、平成17年3月14日(月)午後5時)

鳥取県庁第二庁舎8階 営繕入札室

### 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成17年2月10日(木)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 本件入札は、調査基準価格を設定している。

調査基準価格を下回る価格で入札した者については、入札終了後、発注者の求めに応じ、事情聴取及び調査に協力しなければならない。その際、入札書に記載した入札金額に係る内訳書を提出できるようにしておくこと。

### 6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

## (2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする場合がある。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

## (1) Nature and quantity of the services to be required

- ・ Cleaning of buildings of Tottori Prefectural Government  
( 1 - 220 and 1 - 271 Higashimachi Tottori - shi), 1 Set
- ・ Cleaning of buildings of Tottori Prefectural Government  
Higashimachi Branch Office ( 2 - 308 Higashimachi Tottori - shi), 1 Set
- ・ Cleaning of buildings of Tottori Prefectural Government  
Oenoki Branch Office (13 - 1 Oenokichou Tottori - shi), 1 Set

## (2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation :

5 : 00 p.m. 10 February, 2005

## (3) Date and time for tender submission :

10 : 00 a.m. 15 March, 2005

Deadline for the submission of tenders by registered mail :

5 : 00p.m. 14 March, 2005

## (4) Please contact :

Property Management Division  
General Affairs Department, Tottori prefectural Government  
1 - 220 Higashimachi, Tottori - shi, Tottori  
680 - 8570 Japan  
TEL : 0857 - 26 - 7015

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年 1月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 調達内容

##### (1) 件名及び数量

鳥取県東部総合事務所清掃業務 一式

##### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

##### (3) 履行場所

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所

##### (4) 履行期間

平成17年 4月 1日から平成20年 3月31日まで

##### (5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

##### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

##### (2) 平成15年鳥取県告示第669号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務のその他に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成17年 2月25日（金）午後5時まで鳥取県出納局出納室に提出すること。

##### (3) 平成17年 1月28日（金）から同年 3月15日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7年 7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

##### (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定により、同項第1号又は第8号の事業の登録を受けている者（建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第156号）による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定により、同項第6号の事業の登録を受けている者を含む。）であること。

##### (5) 平成13年度以降に鳥取県が発注した本件庁舎に係る清掃業務又は建物延べ床面積が3,000平方メートル以上の清掃業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

#### 3 契約担当部局

鳥取県東部県税事務所総務課

#### 4 入札手続等

##### (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒680 - 0061 鳥取市立川町六丁目176

鳥取県東部県税事務所総務課

電話 0857 - 20 - 3505（直通）

## (2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成17年1月28日(金)から同年2月10日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時までの間交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、同期間内に(1)の問合せ先に書面によりその旨を申し出ること。

## (3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

## (4) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年3月15日(火)午後1時30分

(郵便による入札書の受領期限は、同月14日(月)午後5時)

鳥取県東部総合事務所1階 第1会議室

## 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成17年2月10日(木)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 本件入札は、調査基準価格を設定している。

調査基準価格を下回る価格で入札した者については、入札終了後、発注者の求めに応じ、事情聴取及び調査に協力しなければならない。その際、入札書に記載した入札金額に係る内訳書を提出できるようにしておくこと。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

## (1) Nature and quantity of the services to be required :

Cleaning of buildings of Eastern Tottori General Office

( 6 - 176 Tachikawacho Tottori - shi), 1 Set

## (2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation :

5 : 00 PM 10, February, 2005

## (3) Date and time for tender submission :

1 : 30 PM 15, March, 2005

Deadline for the submission of tenders by registered mail

5 : 00 PM 14, March, 2005

## (4) Please contact :

General Affairs Division, Eastern Tottori Prefectural Tax Office

6 - 176 Tachikawacho, Tottori - shi, Tottori

680 - 0061 Japan

TEL : 0857 - 20 - 3505

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成17年1月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 調達内容

## (1) 件名及び数量

鳥取県八頭総合事務所清掃業務 一式

## (2) 調達案件の仕様

鳥取県八頭総合事務所清掃業務仕様書 (以下「仕様書」という。)による。

## (3) 履行場所

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県八頭総合事務所

## (4) 履行期間

平成17年4月1日から平成20年3月31日まで

## 2 入札参加申込書類の提出ができる者

入札参加申込書類 (以下「申込書類」という。)の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成15年鳥取県告示第669号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務のその他に登録されている者であること。  
なお、この公募型指名競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成17年2月25日(金)午後5時までに鳥取県出納局出納室に提出すること。
- (3) 県内に本店又は支店を有する者であること。
- (4) 平成17年1月28日(金)から同年2月10日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項の規定により、同項第1号又は第8号の事業の登録を受けている者(建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第156号)による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定により、同項第6号の事業の登録を受けている者を含む。)であること。
- (6) 平成13年度以降に鳥取県が発注した本件事務所に係る清掃業務又は建物延べ床面積が1,000平方メートル以上の清掃業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県八頭地方農林振興局総務課

### 4 仕様書の交付

仕様書は、次により希望者に直接交付する者とする。

#### (1) 交付期間及び時間

平成17年1月28日(金)から同年2月10日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

#### (2) 交付場所

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方農林振興局総務課

### 5 申込書類の提出

本件入札に参加を希望する者は、仕様書と同時に交付する入札参加申込書類作成要領に基づき作成した申込書類を次により提出するものとする。

#### (1) 提出期間及び時間

4の(1)に同じ。

#### (2) 提出場所

4の(2)に同じ。

#### (3) 提出方法

持参すること。

### 6 競争入札参加者の指名

提出された申込書類を審査の上、競争入札参加者を指名するものとし、本件入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。なお、指名しないこととした申込書類の提出者に対しても、その旨を書面により通知する。

### 7 落札者の決定方法

会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、本件入札は、調査基準価格を設定しているもので、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者の

うち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

なお、調査基準価格を下回る価格で入札した者については、入札終了後、発注者の求めに応じ、事後の事情聴取及び調査に協力しなければならない。その際、入札書に記載した入札金額に係る内訳書を提出できるようにしておくこと。

#### 8 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県八頭地方農林振興局総務課（電話番号0858 - 72 - 3812）とする。
- (2) 申込書類の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、申込書類の提出があっても指名されとは限らない。
- (3) 提出された申込書類は、返却しない。
- (4) 業務内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された申込書類は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

## 正 誤

平成16年11月16日付鳥取県告示第889号（保安林の指定施業要件の変更予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
2	下から18	846の1	864の1